

教育委員会定例会議事日程

令和3年7月9日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 請願等審査
受理番号4 2021年度中学歴史教科書採択についての要望書
受理番号9 高等学校用歴史教科書採択についての請願書
- 4 審議案件
教委第12号議案 横浜市立特別支援学校におけるパラソルによる物損事故に係る
損害賠償額の決定に関する意見の申出について
教委第13号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について
教委第14号議案 教職員の人事について
教委第15号議案 教職員の人事について
教委第16号議案 教職員の人事について
- 5 その他

令和3年7月9日

教育委員会定例会 一般報告

- 1 市会関係
- 2 市教委関係
 - (1) 主な会議等
 - (2) 報告事項
 - 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告(令和3年6月22日)以降の教職員の感染者は23人、児童生徒の感染者は54人、感染者が発生した学校は合計51校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は161人、児童生徒の感染者は939人、感染者が発生した学校は377校となっています。(令和3年7月7日現在)

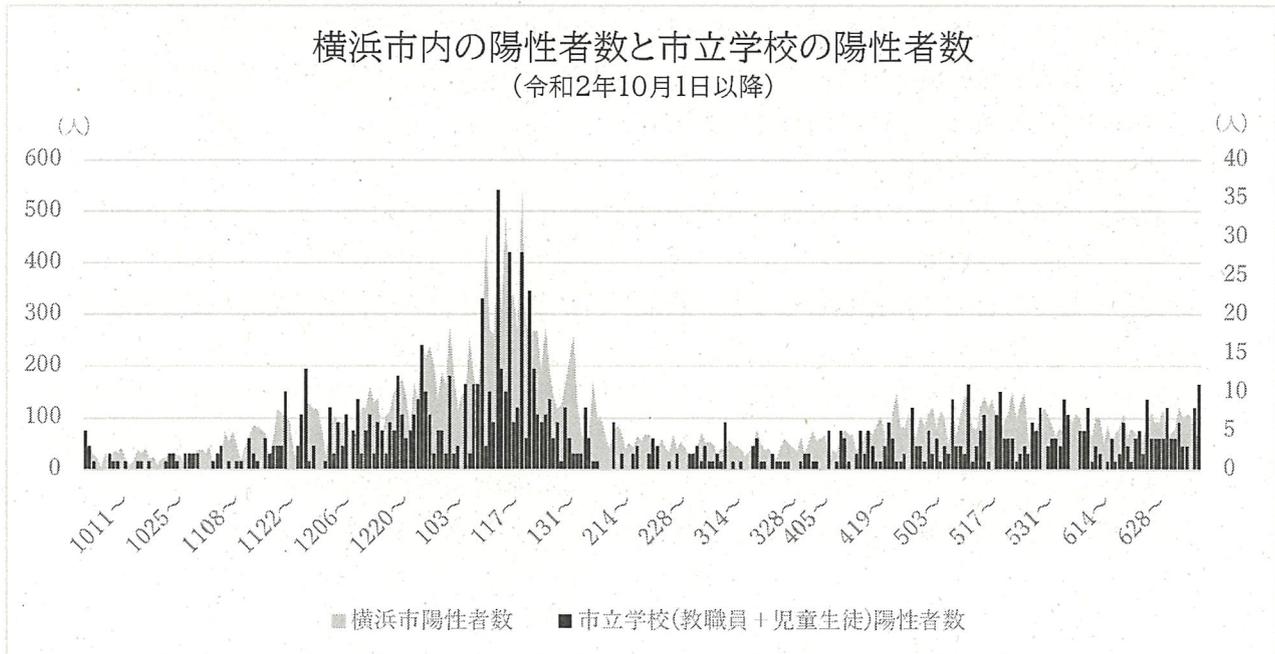
学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、増加傾向となっています。

集団感染については、これまで5件発生していますが、今回、中学校において教職員の集団感染が発生しました。

学校関係者の感染者数(6月7日～7月7日の学校からの報告に基づく人数)

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
6月7日～6月13日	2	22	24
6月14日～6月20日	0	18	18
6月21日～6月27日	13	23	36
6月28日～7月4日	11	21	32
7月5日～7月7日	2	17	19

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。



2 集団感染等のあった学校について

(1) 感染者の状況等について

ア A中学校の生徒の集団感染の事例では、同学年、同じ部活動の6人が感染しましたが、保健所の調査では、近距離での活動の課題のほか、関係の生徒が行動を共にしていることが多いと想像され、何らかの場面で感染が広がった可能性は高いものの、感染経路の特定には至りませんでした。

イ 集団感染とはなりませんでしたがB中学校の事例では、部活動に所属する1人が感染し、保健所の調査では、この生徒と一緒に部活動に参加していた部員29人と顧問1人が一定時間近距離で、同じ空間で活動していたことから、全員が濃厚接触者と認定されましたが、PCR検査の結果全員陰性でした。

ウ 感染者が13人となっているC中学校では、教職員の感染状況として6月21日に2人の陽性者が判明し、その後複数の陽性者が確認されたため、全教職員に対してPCR検査を実施し、最終的に13人の陽性者が確認されました。

全生徒にもPCR検査を実施し、700人を超える生徒全員が陰性でした。

当該校は、6月23日から7月11日まで臨時休業の措置とし、7月12日から再開予定です。

(2) 臨時休業中の対応について

学校種や感染状況、ICT端末の活用状況などが学校ごとに異なるため、実態に合わせて支援に取り組んでいます。特に一部の教職員が出勤できず休業となった場合の学校には、学校担当指導主事や、情報教育担当指導主事などからなる「ICTサポートチーム」を派遣し、支援にあたりました。

休業になった際には、「ICTサポートチーム」が速やかに学校に入り、学校が学習保障の方針を決める際に支援することが重要であることから、各学校には休業時の健康観察と学習保障について、7月5日に再度通知を发出了しました。

具体的には、「学級・学年単位で休業となった事例」、「部活動単位で出席停止となった事例」、「一部の教職員が出勤できず休業となった事例」を掲載し、日常からの課題の克服と備えについて取り組むように通知しています。

(3) 感染症対策の周知徹底について

教職員の感染症対策については、6月30日に发出了した通知の中で、ガイドライン等に則った今までの感染症対策の継続とともに、改めて感染予防を一層徹底すること、少しでも体調不良を感じたら自宅で休養させるなど、感染リスクの防止について全教職員に注意喚起を行うよう依頼しました。

児童生徒の感染症対策については、7月1日に发出了した通知の中で、中学校での集団感染事例等の概要を紹介した上で、今までの感染症対策の継続とともに、風邪の症状がある場合には登校しないこと、部活動に付随する場面での感染症対策を徹底することや、児童生徒自ら基本的な感染症対策を実行するよう指導すること等の再徹底を依頼しました。

横浜市教育委員会 鯉淵 信也 教育長様

2021年度中学歴史教科書採択について要望書



受理番号 4

2021年5月28日
子ども教科書・旭区民ネットワーク
代表 梅津弘子
横浜市旭区白根

日頃 横浜の教育の為に尽力有難うございます。

5月13日の貴教育委員会の内容を新聞報道にて知り驚いています。

中学歴史教科書採択を今年も採択とは、市民としては黙ってはられないので次の事を要望いたします。

1 中学歴史教科書の採択を直ちにやめてください。

「自由社」の教科書が国の検定を通ったので再度採択しても良いという文部科学省からの通達があったからという事が理由ですが、教育現場の教師は、既に新しい教科書で授業を始めています。現場の教師は、忙しい中教材研究など始めています。

教師側が「使いにくい」等意見があれば聞く耳を持たなければなりません。

文部科学省の言いなりにならず、現場の状況を見て・聞いて教科書を採択するか？やめるか判断の出来る教育委員会であって欲しいです。

2 旭区は2009年から二学年自由社を使わされてきました。「間違いだらけ」「年表の盗用」で教師は訂正のプリントを作成で大変で、やむなく塾へ通う生徒や保護者も

パソコンで検索したりいろいろと苦労しました。

自由社は昨年検定が通らなかった、今年の3月やっと通り、再採択となったようよう
です。すれすれに通った教科書を含め、コロナ禍の中採択し直しをする横浜教育
委員会は、誰のためにするのでしょうか。

コロナ禍の中教育委員会は他にやる事が沢山あるはずですよ。

3 採択替えが決められた教育委員会は13日です。

教科書の展示会は、旭区は6月2日からです。

旭区には12校の中学があり、面積も広く人口も多い区です。

そんな区が何故一番早く教科書展示会を行うのですか？

区民の皆様は、「何で私たちの区がいつも早いのか？」順番にやってほしい。「展示
会を知り行ってみたらもう終わっていた」という苦情も出ています。

5月26日企画課に電話で理由を聞いたところ、図書館の都合との返事でした。

旭図書館は、残念ながら25日～27日迄図書整理で休館です。

コロナ禍の中、現場の教師の仕事が増え益々多忙化しています。

教育現場を混乱させるような歴史教科書の採択を中止する事を要望いたします。

以上



2021年6月10日

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵信也様

受理番号 9

高等学校用歴史教科書採択についての請願

教科書問題を考える横浜市民の会

代表 佐藤満喜子

連絡先 横浜市磯子区杉田

電話

2021年4月27日、日本維新の会の衆議院議員からの「質問主意書」について、『従軍慰安婦』等の表現に関する」答弁書、及び『強行連行』『強制労働』という表現に関する」答弁書が閣議決定されました。この件に関連して、公正な教科書採択手続きを歪めかねない文科大臣の発言や、今後の採択手続きについて正確性を欠く新聞報道もありました。また、2022年度使用高校教科書採択については、神奈川県教育委員会に、この答弁書で不適切とされた語句を用いた歴史教科書を採択しないよう求める請願が提出されています。

しかしその後、答弁書の内容が教科書記述を限定するものではないことや、答弁書の示す政府見解と最高裁判例の用語については矛盾が生じていることが、国会での質疑や専門家からの指摘で相次いでいます。

いっぽう日本の政府見解と歴史教育、教科書記述については、従来から国内外を問わず懸念が表明されてきました(注1・2・3)。私たちには、今回の答弁書と教科書をめぐる問題が、その懸念と共通しているように思えます。私たち大人が、子どもたちに最も適した教科書を、公正・透明な手続きを通じて渡すことができるよう願って、以下を要望します。

要望項目1、高等学校用教科書採択については、各高等学校の現場教員による調査・研究の結果報告を尊重すること。

要望理由

子どもたちに最もふさわしい教科書を選ぶためには、生徒の実態を最もよく知り、教科の専門家でもある教員の調査・研究による選定が尊重されるのは、当然のことです(注3)。特に高等学校は、学校ごとに掲げる特色、生徒の実態、進路などに違いがあり、生徒もそれらを踏まえて入学してきます。したがって各学校、各教科の教員が最適とした教科書が使えないことは、生徒本人にとっても、費用を負担する保護者にとっても不本意なことです。

2012年、横浜市立高等学校の教科書採択で、A社の日本史教科書を希望した高校の報告を、市教育委員会事務局が不適切だとして、転記して作成するはずの答申案をB社の教科書に変更して作成、審議会に提出しました。気付いた審議会委員が今後このよう

なことがないようにしてほしいと苦言を呈したものの、審議会は原案通り承認し、教育委員会会議では答申通り採択されました。その時の教育委員にこの経過が知らされていたかどうかは、市民にはわかりません。その結果、その学校現場にとっては「最適ではない」教科書が生徒に渡されたこととなります。今回の答弁書をもとに、各校の調査報告を変更することのないよう要望します。

要望項目2、各校・学校長・教員に特定の教科書の排除を示唆する「指導」「助言」を行わないこと。

2012年、2013年には、他の都道府県教育委員会でも、A社の採択手続きをめぐって不明朗な事実が散見されました。A社を希望した高等学校の学校長だけが集められ、教育委員会事務局から再考を示唆され、実際に再提出を余儀なくされた学校もありました。教育委員会から学校長に対して、あるいは学校長から教科の教員に対しての働きかけも報告されました。

今年度の採択基本方針決定にあたっては、真摯な審議が行われました。採択手続きがどのように行われたかは、生徒たちも見ています。公正性、透明性に照らして曇りのない採択を行ってくださいますよう要望します。

以上

注1 【2014年 日本弁護士連合会 教科書検定基準及び教科用図書検定審査要綱の改正、並びに教科書採択に対する意見書】

「国が、政府見解や最高裁判例の教科書への記載を積極的に求めることができるようになれば、社会的に議論がある事柄について、政府見解や最高裁判例の結論が唯一の『正しい』結論であるとの印象を教科書の記載を通じて子どもたちに与えかねず、子どもが多様な見解や多角的な視点から見た事実を学習し、自らの自律的な判断力を育む機会を奪うことになりかねない」

注2 【2010年の国連子どもの権利委員会の日本に対する政府報告書審査最終所見】

「本委員会は、日本の歴史教科書が、歴史的事実に関して日本政府による解釈のみを反映しているため、アジア・太平洋地域における国々の子どもの相互理解を促進していないとの情報を懸念する。本委員会は、アジア・太平洋地域における歴史的事実についてのバランスの取れた見方が検定教科書に反映されることを、締約国政府に勧告する。」

注3 【2013年第68回国連総会における、文化的権利に関する特別報告者の指摘】

「歴史教育は、愛国心を強めたり、民族的な同一性を強化したり、公的なイデオロギーに従う若者を育成することを目的とすべきでない。幅広い教科書が採択されて教師が教科書を選択できることを可能にすること、教科書の選択は、特定のイデオロギーに基づいたり、政治的な必要性に基づくべきではない。歴史教科書の選択は歴史家の手に残されるべきであり、特に政治家などの他の者の意思決定は避けるべきである。」